報告第１１号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年６月２４日

提出者　足立区長　　近　藤　弥　生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決　定　額	相　　手　　方	事件の概要
平成27年6月5日	54,149円	足立区島根在住者	平成２７年４月２０日に実施した５月保育施設入所審査の対象から相手方がもれたことにより、希望する認可保育所の実際の利用開始が５月７日となり、同保育所において同月１日から保育の利用ができなかったことによる損害並びに別施設との保育契約締結により入園料及び５月分の保育料が発生する損害を与えた。